

下水道未普及解消検討委員会 設立趣旨

1. 我が国の下水道処理人口普及率は平成17年度末で69%に達し、全国的な整備水準としては一定の進捗が図られてきたところである。しかしながら、下水道は、一人一人の住民にとっては、使えるか、使えないかという性格の社会資本であり、市町村が下水道整備を行う予定としている区域には約2,400万人の国民が暮らしている状況にある。
2. 一方、国、地方の厳しい財政状況、さらには人口減少・少子高齢化社会の進展やストックの拡大への対応により、今後、新規投資への余力が少なくなることが見込まれる中、下水道整備に対する財政的制約が強まることは必至の状況である。また、人口減少・少子高齢化社会の進展は、生活様式を変化させ、水の利用形態にも大きな変化を与えると予想される。
3. 平成18年2月に設置された下水道政策研究委員会計画小委員会は、中間取りまとめにおいて、「今後、整備の進捗とともに、フレームや原単位が縮小する可能性が大きいことを十分認識し、計画策定を行わなければならない」こと、「これまでの基準にとらわれず、地域の創意工夫を活かしたローカルスタンダードの導入を図るべきである」ことを提示している。
4. 国土交通省においては、8月に社会資本整備審議会都市計画部会に下水道小委員会を設置し、新しい時代における下水道のあり方を審議いただくに際し、「下水道未普及地域を早期に解消するための整備手法は、いかにあるべきか。」を一つの柱として審議を行うこととしている。
5. また、国土交通省と独立行政法人土木研究所では、9月に未普及地域における新たな整備手法の検討の一環としてアイデアとその実証をして頂くためのモデル市町村の募集をしたところである。
6. このため、当委員会は、今後の人口減少等の社会状況の変化を踏まえ、早期に、かつ効率的に、下水道未普及を解消するための新たな整備手法について検討することを目的として設立するものである。